

山形県職員措置請求書

山形県知事が、2012年度に最上小国川ダムに関する建設工事、調査等の契約を締結し、県の公金を支出しないこと等、必要な措置を講ずることを求める。

なお、本請求は、既に公金支出がなされている場合には、この支出の違法性・不当性の監査および必要な措置を求めることを含むものである。

一、請求の要旨

1) 最上小国川ダム計画の最大の目的は、赤倉温泉地内の水害防止である。しかし、赤倉温泉地内の水害の実態は、大部分が「内水氾濫」である。「内水氾濫」は、独自の対策を取らない限り、ダムによって防ぐことは出来ない。赤倉温泉地区の主な水害である「内水氾濫」対策を実施することなく、ダムによる治水対策を先行させることは、河川法第16条の2第2項に違反し、ダム建設のための公金支出は地方自治法第2条14項、16項に違反する。

2) 赤倉温泉地内の最上小国川には、“あべ旅館”の岩風呂の温泉湧出を増やす目的で、コンクリート固定堰（県は、河床洗掘を防ぐ目的で設置した「床止工」だと主張、設置年度不明）を設置している。その結果、赤倉温泉地内の最上小国川の河床高は、本来の高さ（自然な高さ）より1m以上高くなっている。この地域の水害は、堆砂を促進するような河川管理を行ってきたことが原因である。

堰を設け河床を高くして、河川の流下能力を低下させたままダム建設を行うことは、河川法第1条、第16条の2第2項に違反し、そのための公金支出は地方自治法第2条14項、16項に違反する。

3) 赤倉温泉地内の最上小国川は、河床勾配が100分の1程度の急勾配河川であることから、河床掘削、堤防嵩上げ、河道拡幅の組み合わせによる河道改修によって、赤倉地点の既往最大流量と推定される、昭和23年9月洪水の最大流量=270 m³/sに相当する流下能力を確保することは可能である。県は、河床掘削によって『温泉湧出に致命的影響が出る恐れがある』として、河道改修案を拒否している。

しかし、河床掘削により影響が出ると考えられるのは、あべ旅館の岩風呂一カ所である。これに対し、適切な対策を取れば河床掘削の影響を避けられるだけでなく、この岩風呂の湧出を安定させる効果も期待できる。温泉の湧出に影響させずに、河道改修による治水対策が可能であるにもかかわらず、ダム建設を行うことは、河川法第1条、第16条の2第2項に違反し、そのための公金支出は地方自治法第2条14項、16項に違反する。

4) 「穴あきダム」は、中小洪水時の流量制限や濁水の継続などにより、予測しがたい自然環境への悪影響をおよぼし、アユをはじめとする魚類および河川の動植物の生育環境を変化させ、流域住民の生活と経済活動に大きな損失をもたらす。

「穴あきダム」建設は河川法第1条に違反し、そのための公金支出は地方自治法第2条

14 項、16 項に違反する。

5) 「穴あきダム」の場合、常用洪水吐が河床と同じ高さに設置され、土砂や流木により閉塞する危険性が極めて高い。常用洪水吐の閉塞によって、下流の自然環境と流域住民の生活は重大な悪影響を受ける。

また、計画と異なる出水パターン、「超過洪水」の場合に洪水制御機能が発揮されず、逆に流下量が増加して、下流の水害を大きくする危険性が極めて高い。

流域の自然環境に悪影響をおよぼし、水害軽減効果が不確実な、「穴あきダム」による治水対策は、河川法第 1 条、第 16 条の 2 第 2 項に違反し、そのための公金支出は地方自治法第 2 条 14 項、16 項に違反する。

二、請求者

別紙のとおり

以上のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙・事実証明書を添え必要な措置を請求します。

2012 年 6 月 日

山形県監査委員 様